

安平町町民自治推進委員会 ～第5期推進委員の委嘱に向けて～

まちづくりへの町民参画と協働をより一層深めるため、「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」が制定されたあとも「きちんと運用されているか」「修正すべきところはないか」など、町民の皆様の視点でチェックしていくために設置しています。

令和4年7月14日からの2年間、第4期目の委員の皆様に活動していただきました。

本年7月13日の任期満了に伴い、安平町町民自治推進委員会条例の規定に基づき、第5期推進委員の委嘱を進めていきます。

これまで務めていただいた委員の皆様、ありがとうございました。

1. 町民自治推進委員会の委員組織について

町民自治推進委員会は、次の区分で町長が委嘱した12名以内の委員で組織されます。

- (1)住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- (2)学識経験のある方
- (3)地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- (4)その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

2. 町民自治推進委員会の役割、任期、報酬などについて

- (1)役割 まちづくり基本条例の運用状況や町民参画の実施状況、条例の見直しについて、町長の諮問に応じて答申や提言を行います。
- (2)任期 2年間（第1回目の会議は、例年9月頃）
- (3)報酬 「非常勤特別職の報酬・費用弁償条例」の規定によりお支払いします。

3. 委員委嘱に向けた手続きについて

- (1)住民基本台帳（選挙人名簿登録者）から無作為に選ばれた方
 - ・300名を無作為に選び、封書を送付（時期は6月下旬から7月上旬を予定）
 - ・封書が届いた方のうちで希望される方は、役場へお申し込み
 - ・希望者が多数の場合、抽選により決定
- (2)地域コミュニティ団体の構成員の委嘱手続き
自治会、町内会で構成する4つの連合会へ委員となる方の推薦を依頼させていただきます。
※追分地区1名、安平地区1名、早来地区1名、遠浅地区1名を予定しています。

4. 令和5年度の活動概要

現在、町は『子どもにやさしいまちづくり事業』（CFCI）に取り組んでいます。

まちの子どもたちに「どのようにまちづくりに興味をもってもらい、意見してもらえるのか」「そのためにどのような条例にしていくと良いのか」などを議論してきました。

この議論を通して、大人と子どもにとって、つまり『みんなにやさしいまちづくり』を一歩ずつ進めています。



問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2730 FAX 2026